

●学術を核とした地方活性化の促進に関する検討委員会設置要綱

令和 7 年 1 月 23 日
日本学術会議第 379 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、学術を核とした地方活性化の促進に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、我が国が抱える人口減少や超高齢化等の喫緊の課題を視野に入れつつ、学術を核として自治体や企業、住民と連携し、各地方の特徴を活かした活性化を図るための提案を行うことを目的とする。具体的には、学術を核とした地方活性化を有効に進めている事例を全国から収集し、俯瞰的に整理した上で他の地域と共通する視点や課題を抽出し、地方活性化をより広範囲で促進するために効果的な政策について検討を行う。

(組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 8 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。